

毎週火、金曜日発行（但休日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可
（休日は翌日）

鳥取県公報

目 次

◇人委規則 職員の初任給、昇給等の基準に関する規則等の一部改正

人 委 規 則

職員の初任給、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十五年一月四日

鳥取県人事委員会委員長 中 本 覚 蔵

鳥取県人事委員会規則第一号

職員の初任給、昇給等の基準に関する規則の

一部を改正する規則

職員の初任給、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年鳥取県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第一号を第三号とし、以下順次二号ずつ繰り下げ、同条同項に第一号及び第二号として次の二号を加え、同条第二項中「前項第一号」を「前項第三号」に改める。

一 職員給与条例第一条の規定の適用を受ける者をいう。
二 期限付職員地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十七条の規定に基き任命された者で、給与条例第十七条の規定の適用をうける者をいう。

改正後の第二条第一項第四号中「職員として在職した期間」を「職員及び期限付職員として在職した期間」に改め、同条同項同号(1)中「（以下「教育職員等」という。）」を削り、「教育職員等として在職した年数」を

「職員及び期限付職員として在職した年数」に、「職員以外の期間」を「職員及び期限付職員以外の期間」に、「(一)の(1)から(4)」を「(一)の(1)から(5)」に、「(一)の(7)」を「(一)の(8)」に改め、同条同項同号(3)を次のように改め、同条同項同号(4)中「レントゲン技師、栄養士、」を「レントゲン技師、」に、「診療エックス線に関する職員としての経歴」を「診療エックス線に関する職務に従事した経歴」に改め、同条同項同号(5)中「職務に従事した年数」の下に「(看護婦の資格取得後において助産婦又は保健婦養成所に入所した者については、その年数を含む。)」を加え、同条同項同号(6)中「職員として在職した年数」を「職員及び期限付職員として在職した年数」に改める。

(3) 医療職給料表(一)の適用を受ける職員にあっては、医師又は歯科医師の免許又は免許を受ける資格取得後医師又は歯科医師の職務に従事した年数をいう。但し、医大又は医専を卒業した後実地修練を経て医師又は歯科医師の国家試験に合格した者については、前記の年数に一年を加えた年数とする。

第四条第二項中「経験年数の三分の二」を「経験年数(職員及び期限付職員としての期間以外の期間については、その三分の二に相当する年数)」に改め、同条第三項中「第一項及び第二項」を「第二項」に改める。

第五条第二項中「その経験年数」の下に「(経験年数が第二条第一項第四号の(1)及び(6)の規定に基くものである場合には、その三分の二に相当する年数)」を加え、「(経験年数が第二条第一項第二号の(1)及び(6)の規定に基くものである場合には、その三分の二)」を削り、同条第三項中「第二号」を「第四号」に改め、同条第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

44 選考採用職員のうち、前条第二項の規定を準用した場合の号給の額が、第一項及び第二項の規定による号給の額より当該職員にとって有利である場合においては、その号給の額をもってその者の初任給として受けるべき号給の額とする。

第七条中「教育職員等」を「教育職給料表(一)又は教育職給料表(二)の適用を受ける職員」に改め、「初任給の額」の上に「前三条の規定に基いて定められた」を加え、同条第二号中「他の地方公共団体の職員」を「他の地方公共団体に勤務する者」に改め、同条第三号を次のように改める。

- 三 本県に勤務する者で給与条例第一条の規定の適用を受けない者第八条第二項を次のように改める。
 - 2 職員を昇任させた場合における号給は、その者の昇任した日の前日に受けていた給料月額が、昇任した職務の等級における最低の号給の額に達しないときは、その職務の等級における最低の号給とする。
- 第九条第一号中「そのときの初任給」を「そのときの初任給の額(免許等を必要とする職に異動した者については、その免許等を基として定められた初任給の額と従前受けていた給料月額とのうち、いずれか有利な額)」に改める。
- 第十条の見出しを「(昇給の手続)」に改め、同条の

次に次の一条を加える。

(昇給の停止)

第十条の二 職員のうち、勤務成績が良好であることの証明が得られない者及び次の各号の一に該当する者については、その者の受けている給料月額について定められた昇給期間で昇給させてはならない。

- 一 現に受けている給料月額を受けるに至ったときから昇給期間を経過するまでの間(第二十一条又は第二十二条の規定により通算された期間を含む。)において、次に掲げる事由以外の事由によって勤務日(県費負担教職員にあっては日曜日又は休日の勤務を含む。)の六分の一に相当する日数を勤務しなかつた者
- (1) 休日(職務に専念する義務の特例に関する規則(昭和三十一年鳥取県人事委員会規則第二十号。以下「職務専念の特例規則」という。))第三条第十号及び県費負担教職員の有給休暇に関する規則(昭和三十一年鳥取県人事委員会規則第十九号。

以下「教職員の有給休暇規則」という。）第四条第十二号中私事による負傷又は疾病による期間中におけるものを除く。）

- (2) 職務専念の特例規則第二条及び教職員の有給休暇規則第三条に規定する年次休暇
- (3) 研修を受けた期間
- (4) 厚生に関する計画の実施に参加した期間
- (5) もっぱら職員団体の業務に従事した期間
- (6) 職務専念の特例規則第三条の規定中次に定める期間
 - イ 第一号から第九号までに該当した期間
 - ロ 第十号中公務による負傷又は疾病による期間
 - ハ 第十一号に該当する期間のうち、復職した職員についてはその者の休職前の勤務期間と復職後の勤務期間とを通算した期間が昇給期間に達するまでの期間
 - ニ 第十二号から第十四号までに該当した期間
 - ホ 第十六号から第二十四号までに該当した期間

二十六号中公務に係のある期間
(7) 教職員の有給休暇規則第四条の規定中次に定める期間

- イ 第三号から第十一号までに該当した期間
 - ロ 第十三号中公務による負傷又は疾病による期間
 - ハ 第十三号に該当する期間のうち、復職した職員についてはその者の休職前の勤務期間と復職後の勤務期間とを通算した期間が昇給期間に達するまでの期間
 - ニ 第十四号から第十六号までに該当した期間
 - ホ 第十八号から第二十六号までに該当した期間
 - ヘ 第二十八号中公務に係のある期間
 - ニ 昇給期間において、自己の非違により停職、減給又は戒告処分を受けた者
- 第十一条中「給与条例第四条第六項但書に規定する期間」の下に「（以下「**昇給期間**」という。）」を加える。
- 第十二条中「給与条例第四条第四項本文又は第六項但

書に規定する期間」を「給与条例第四条第四項本文に規定する期間（以下「定期昇給期間」という。）又は枠外昇給期間」に改める。

第十三条第二号中「職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和三十一年鳥取県人事委員会規則第二十号）」を「職務専念の特例規則」に、「県費負担教職員の有給休暇に関する規則（昭和三十一年鳥取県人事委員会規則第十九号）」を「教職員の有給休暇規則」に改める。

第十五条第一項中「給与条例第四条第四項本文又は第六項但書に規定する期間」を「定期昇給期間又は枠外昇給期間」に改め、同条同項第四号の次に次の一号を加える。

- 五 昇任した場合、但し、第八条第二項の規定に該当する場合のうち、昇任後の職務の等級の最低の号給の額が、昇任前の職務の等級における号給の額より二号給以上上位の号給の額と同じ額である場合を除く。

第十五条第二項中「第十二条第二項の規定によるものとし、」を「六月以内とし、」に改め、同条同項第六号中「給料の幅の最高額」を「給料の幅の最高額又は最高額」に改め、同条同項の次に次の一項を加える。

3 第一項第五号の規定により短縮する期間は一の等級の昇任について六月以内とする。但し、次表上欄該当者のうち、その者が同表下欄に掲げる等級に採用されたものとした場合の初任給の額と同表中欄に掲げる等級に採用されたものとした場合の初任給の額とが同じである者については、適用しないものとする。

給料表	等級	昇任後の等級	昇任前の等級
行政職給料表適用職員		五等級	六等級
教育職給料表(一)適用職員		二等級	三等級
教育職給料表(二)適用職員		二等級	三等級
研究職給料表適用職員		四等級	五等級
医療職給料表(一)適用職員		三等級	四等級
医療職給料表(二)適用職員		二等級	三等級

第十七条を次のように改める。
 第十七条 削除
 第十九条を次のように改め、同条の次に次の一条を加える。
 (昇給の時期)

第十九条 定期昇給及び俸外昇給の時期は、一月一日、四月一日、七月一日又は十月一日とする。

2 職員の昇給が第十五条第一項第一号に掲げる場合に該当するときの昇給は、成績の認定後すみやかに、同条同項第二号及び第三号に掲げる場合に該当するときの昇給は、人事委員会の承認後すみやかに、同条同項第四号及び第十六条第一項各号の規定に該当するときの昇給は、死亡した日又は退職した日若しくは不具瘵疾となったことが確認された日に、第十五条第一項第五号の規定に該当するときの昇給は、昇任した日に行うものとする。

(第十二条又は第十五条の特別昇給後の昇給の調整)
 第十九条の二 第十二条又は第十五条第一項第一号、第

二号、第三号及び第五号に掲げる場合に該当して昇給した職員については、当該昇給が行われないものとした場合の次期定期昇給若しくは次期俸外昇給の時期から、当該昇給後の給料月額について定められている昇給期間から短縮しようとする期間を差し引いた期間を下らない期間を勤務した後における前条第一項に規定する昇給の時期において、直近上位の給料月額に昇給させるものとする。

2 第十二条と第十五条第一項第一号、第二号、第三号及び第五号に掲げる場合とに同時に該当して昇給した職員については、前項の「直近上位の給料月額」を「二号給上位の給料月額」と読み替えて同項の規定を適用するものとする。

第二十一条第一項中「昇任又は降任」を「降任」に改め、但書を削り、同条第二項の次に次の一項を加える。
 3 第四条第二項及び第五条第二項の規定により初任給が決定された職員のうち、これらの規定による初任給の決定に必要な経験年数をこえる経験年数を有する者

については、そのこえる部分の経験年数(以下「余剰期間」という。)を次の各号に定めるところにより、採用直後の給料月額を受けた期間に通算することができる。

- 一 余剰期間が三月以上六月未満の者にあつては 三月
- 二 余剰期間が六月以上九月未満の者にあつては 六月
- 三 余剰期間が九月以上十二月未満の者にあつては 九月

附則第二項中「国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)別表第二」を「国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)別表第三」に改める。

別表第一中「一 一般職員学歴免許等資格区分表」を「一 職員学歴免許等資格区分表」に改め、同表第一(一)中(5)を(6)とし、(6)を(7)とし、(7)を(8)とし、(4)を次のように改め、(4)の次に(5)を加え、同表第一中「二 教育職員

等学歴免許等資格区分表」を「二 教育職給料表(一)及び教育職給料表(二)通用職員学歴免許等資格区分表」に改める。

- (4) 旧大学院前期修了者
 - 1 旧大学令による大学院又は研究科の前期の修了者
- (5) 旧大学院第一期修了者
 - 1 旧大学令による大学院又は研究科の第一期の修了者

別表第二中「一 一般職員の経験年数換算表」を「一 職員の経験年数換算表」に改め、同表第二一 中

区	換算率	備考
区分	換算率	備考
職員及び期限付職員以外の者として本県に勤務した期間	十割	非常勤の期間を除く。

に改め、同表第二一注一中「第二号」を「第四号」に、「職員以外の職」を「職員及び期限付職員以外の職」に、「職員として在職した期間について適用する。」を「職員及び期限付職員として在職した期間についても適用する。」に改め、同表第二中「二教育職員等の経験年数換算表」を「二教育職給料表(一)及び教育職給料表(二)適用職員の経験年数換算表」に改め、同表第二一注中「一般職員」を「職員」に改める。

大学院 後期修了	二十二年	(十)	六年	(十)	八年	(十)	十年	(十)	十三年
大学院 前期修了	十九年	(十)	三年	(十)	五年	(十)	七年	(十)	十年

旧 大学院 後期修了	二十二年	(十)	六年	(十)	八年	(十)	十年	(十)	十三年
旧 大学院 前期修了	二十年	(十)	四年	(十)	六年	(十)	八年	(十)	十一年
旧 大学院 第一期修了	十九年	(十)	三年	(十)	五年	(十)	七年	(十)	十年

に改め、同表第三注五(中)「又は商船高等学校」を「商船高等学校又は商船大学」に改める。

九、二〇〇円	司書は八、六〇〇円、但し、図書館職員養成所卒は九、八〇〇円
七、四〇〇円	

六、三〇〇円	
六、一〇〇円	
一〇、六八〇円	研究職給料表の適用を受ける者は一〇、八八〇円、同表の適用を受

ける者のうち司書は九、九五〇円、但し、図書館職員養成所卒は一、四一〇円

八、二〇〇円	
七、〇四〇円	
六、八三〇円	

に改める。別表第五中

一〇、六〇〇円	一二、一五〇円
八、六〇〇円	九、四五〇円
七、三〇〇円	八、〇九〇円

に改める。別表第六中

医大卒	一四、八〇〇円
医専卒	一一、八〇〇円

医大卒	一六、一四〇円
医専五卒	一三、六〇〇円
医専四卒	一二、五六〇円

別表第七中

栄養学校(三年制)卒	八、〇〇〇円
栄養学校(二年制)卒	七、四〇〇円
新検定合格者	七、四〇〇円
旧検定合格者	七、〇〇〇円
歯科衛生士学校卒	七、〇〇〇円
旧中五	六、三〇〇円

短大三卒	九、〇二〇円
短大二卒	八、二〇〇円
旧検定合格者	七、七八〇円

に改める。

を

齒科衛生士学校 卒	七、七八〇円
旧 中 五	七、〇四〇円

に改める。

別表第八中

保健婦養成所 卒	九、五〇〇円
助産婦養成所 卒	九、五〇〇円
短 大 卒	八、三〇〇円
高 校 卒	六、九〇〇円
保健婦養成所 卒	一〇、五九〇円
助産婦養成所 卒	一〇、五九〇円
短 大 三 卒	一〇、〇七〇円
短 大 二 卒	九、三四〇円
高 校 卒	七、四七〇円

に改める。

を

別表第九中

一二、八〇〇円	教育職給料表(イ)の適用を受ける者は一二、三〇〇円
九、八〇〇円	
八、〇〇〇円	
六、六〇〇円	
一三、九五〇円	教育職給料表(ロ)の適用を受ける者は一三、五三〇円
一一、三一〇円	
七、三六〇円	

を

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十五年一月一日から適用する。

昭和四年四月十五日第三種郵便

発行日 火、金

発行所 鳥取県鳥取市東町 印刷所 鳥取県鳥取市東町